

犬山市消防整備計画
(令和3年度～令和6年度)
中間改訂版（令和5年度改訂）

犬山市消防本部

目 次

I 計画の要旨

- 1 計画の位置付けと目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 事業計画

- 1 消防施設、装備の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 消防組織、体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 通信施設等の維持・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 地域防火、防災力の育成と
救命率の向上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 消防団の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 災害対応力、広域連携体制の整備・・・・・・・・ 10

I 計画の要旨

1 計画の位置付けと目標

犬山市消防整備計画（以下「整備計画」という。）は、市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に基づく消防計画、第5次犬山市総合計画（以下「総合計画」という。）の部門別計画及び消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号。以下「整備指針」という。）を踏まえ、市民の生命、身体及び財産の保護など消防の任務を遂行するため策定するもので、総合計画「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感 都市 犬山」の基本構想を実現させるため、様々な取り組みを実施し消防力強化を目指すものです。

2 計画改訂の背景

今回の計画期間中の改訂は、より効果的かつ効率的な消防体制を構築するため計画の見直しを行うものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和6年度の4カ年の計画期間において、令和5年度と令和6年度の2カ年の見直しを行うものです。

Ⅱ 事業計画

1 消防施設、装備の整備

(1) 消防施設の整備

消防本部、消防署庁舎（以下「本庁舎」という。）は、昭和49年9月に竣工しており、施設の老朽化が進んでいることから、設備の更新や定期的なメンテナンスを実施し、維持管理に努めていきます。

また、今後の本庁舎の在り方については、令和4年度に「消防本部庁舎整備基本構想」を示し、令和5年度から「消防庁舎建設基金」を設置し、建設資金の積み立てを始めました。他の消防施設にあっては、犬山市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき検討を進めていきます。

消防施設の改修計画	
令和5年度	出張所仮眠室改修工事
令和6年度	本庁舎西倉庫屋根塗装修繕 本庁舎2階3階エアコン取替工事 本庁舎2階3階トイレ洋式化工事

(2) 消防水利の整備

防火水槽は、これまで市有地を中心に設置を進めていましたが、適当な用地の確保が困難になってきています。引き続き公共施設の工事に併せて市有地への設置を進めていくとともに、消火栓との設置比率を考慮しつつ、バランスの良い設置に努めていきます。

また、防火水槽の耐震化や漏水修理等の修繕については、緊急性や水利の重要性を考慮し実施していきます。

消防水利の基準を満たす消防水利の設置状況 (令和4年度末時点)	
基準区画数	569区画
防火水槽	308基
消火栓	214基
充足率	91.9%

※ 同一の基準区画内に基準を満たす防火水槽と消火栓があった

場合は、防火水槽を優先しています。

消防水利整備計画			
令和5年度	防火水槽	1基	消火栓 2基
令和6年度	防火水槽	1基	消火栓 2基

(3) 車両の更新整備

車両更新計画については、車両の劣化状況や財政状況を踏まえ、使用年数の延長などを含めた検討を実施し、効率的な更新計画となるよう随時見直しを行います。

消防車両の更新にあたり、総務省消防庁補助を有効に活用し、財源の確保に努めます。

消防車両更新整備計画	
令和5年度	救助工作車（総務省消防庁補助）
令和6年度	消防ポンプ自動車（総務省消防庁補助） 積載車（市費）

(4) 防火衣の更新整備

セパレート型の防火衣は平成18年度から導入し、10年以上が経過したことから、隊員の安全確保のため、毎年10着を更新していきます。

また、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」に基づき、個人防火装備の仕様についても随時見直しを図っていきます。

(5) 警防、救助器具の整備

災害現場で使用する警防、救助器具は、活動に支障が出ないよう計画的に更新を行うとともに、近年複雑多様化する災害現場に対応するため、新たな救助器具等についても検討を行い、整備を進めていきます。

警防・救助器具整備計画		
令和5年度	ガス検知器	1器
令和6年度	遠隔操作型無人レスキューブイ	1器
	ガス検知器	1器

(6) 救命講習、救急高度化資器材の整備

救命率の向上を図るには、市民に対して救命講習を実施するとともに、救急訓練により高度な救命技術を維持していく必要があります。

このため、救命講習及び救急救命士等が行う訓練に必要な資器材を計画的に整備していきます。

救急資器材整備計画		
令和5年度	AEDトレーナー	1台
令和6年度	AEDトレーナー	1台

2 消防組織、体制の整備

(1) 消防職員の採用

令和5年度からは、消防職員定数を120名まで引き上げ、段階的に職員採用を行います。

また、平成27年9月4日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等」が施行されたことに伴い、消防職員に対する女性消防職員比率の目標を3%と定め、大学等での就職担当窓口への情報提供や採用説明会への職員派遣等を積極的に行ったが、目標数値を達成することが出来なかつたが、今後も令和8年度当初5%に引き上げることを目標とし、採用を行います。

引き続き女性消防職員が活躍できる職場環境の整備の推進を図ります。

(2) 消防職員の教養研修

消防職員に求められる知識や能力は、一般的な消防に関するもののほか、情報公開や行政訴訟などの行政全体に関するものまで多岐にわたっています。

職員の資質向上を図るため、愛知県消防学校や消防大学校における火災予防や警防、救助、指揮などの専門課程研修や外郭機関等で実施される外部委託研修等へ積極的に派遣します。また、職場内研修についても、創意工夫を重ね充実を図ります。

機関員の養成については、「犬山市消防署機関員養成基準」に

に基づき、計画的に養成していくとともに、機関員研修を行ってまいります。

機関員研修計画		
令和5年度	消防活動二輪隊員研修	毎年5名
～令和6年度	安全運転者研修	毎年5名

(3) 消防職員の資格取得

災害現場での活動には、各種資格や特殊技術が必要となります。現場活動に支障をきたさないよう、資格者の養成を計画的に行ってまいります。

消防職員の資格取得計画	
令和5年度	2級小型船舶（湖川小出力限定）、小型移動式クレーン、酸素欠乏・硫化水素作業主任者、ウインチ（巻上げ機）、山岳救助、チェーンソーによる伐木等特別教育
令和6年度	潜水士、2級小型船舶（湖川小出力限定）、小型移動式クレーン、足場組立作業、急流救助、フルハーネス型墜落制止用器具取扱特別教育

(4) 予防技術資格者の養成

予防業務の充実と、消防法令に基づく的確な行政指導の実施のため、「予防技術資格者の認定等事務取扱基準」に基づき2名以上の予防技術資格者を予防課に配置できるよう積極的に育成に取り組んでまいります。

予防技術資格者の養成計画		
令和5年度	予防技術資格者	毎年2名
～	区分	防火査察専門員 消防用設備等専門員 危険物専門員
令和6年度		

(5) 救急救命士の育成等救急体制の強化

救急救命士が行う特定行為は、愛知県プロトコールにより管理され、気管挿管、薬剤投与、心肺機能停止前重度傷病者に対する

静脈路確保及び輸液・血糖測定並びに低血糖症例へのブドウ糖溶液の投与には認定制度が設けられています。

市民へ安定した高度な救急サービスを提供するため、各種認定者の養成と、配備されている救急自動車に対して、救急救命士が常時2名体制で搭乗できるよう運用救命士26名を確保するため、次のとおり計画的に養成を進めます。

救急救命士養成計画 (基準日：当該年度3月31日)		新規資格 取得者数	資格者総数	運用 救命士数
令和 5年度	救急救命士新規養成	1	34	22
	気管挿管救命士養成	1	13	
	薬剤投与救命士養成	1	29	
	処置範囲拡大救命士	3	26	
令和 6年度	救急救命士新規養成	1	34	25
	気管挿管救命士養成	1	13	
	薬剤投与救命士養成	3	31	
	処置範囲拡大救命士	1	27	

3 通信施設等の維持

(1) 通信施設の維持

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線機の機能維持のため、尾張中北消防指令センターが保守点検を毎年実施するとともに、令和7年度には消防指令設備改修を予定しています。

署活動用携帯無線機及びデジタル携帯無線機のバッテリーについては、職員の増員及び大規模災害に対応するため増強していきます。

(2) 消防事務支援システムの整備

消防事務支援システムについては、令和6年9月30日に契約満了となるため、システムの更新を実施します。

4 地域防火、防災力の育成と救命率の向上

(1) 自主防災組織等の組織力向上

近年、大規模地震の発生が危惧される中、町内会や自主防災会、事業所に対する防火・防災力の強化は、重要性を増してきています。

また、被害が広範囲にわたる木造家屋密集地火災が全国的に発生していることから、木造家屋密集地区における防火・防災力の強化が課題となっております。

今後は、消防主導の訓練を実施していただくだけではなく、事業所や自主防災組織において、自主的に活動することができる体制づくりのサポートを行っていきます。

また、住宅防火の推進については、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の普及啓発をはじめ、住宅防火推進町内の指定や少年消防クラブの育成など、住宅防火の啓発活動を継続的に行い、市内全域で防火意識の高揚を図り出火危険防止に努めるとともに、火災に対する初期消火体制を確立するため、街頭消火器設置事業補助金制度を継続的に実施するほか、初期消火器具整備費補助金制度を令和5年度まで実施し、防火・防災力の強化を図っていきます。

(2) 救命講習、応急手当の普及

一般市民へのAEDの認知と普及が進む中、消防機関には応急手当の普及が強く求められています。

本市では、いつでも誰でもAEDを使用できる環境を整えるため、令和5年度から公共施設の未設置個所を見直し、不特定多数の出入りする全ての公共施設にAEDを設置するとともに、従来からあるコンビニエンスストア全店舗のAEDの維持管理に努めていきます。

また、普通救命講習をはじめとする各種救急講習を実施し、応急手当の普及を積極的に推進します。

救急講習開催計画	
普通救命講習	各署所にて月1回実施
上級救命講習	毎年実施
その他の講習	随時実施

5 消防団の充実

(1) 消防団員の確保

近年、少子高齢化の進展や被用者の増加等の理由により、全国的に消防団員数は減少傾向を示すなど、その確保対策が課題となっています。

加えて、東日本大震災等の災害の教訓から、消防団の更なる装備の充実や、消防団をはじめとする地域の防災力の充実強化が課題となっています。

本市においては、これまでに災害出動についての出動報酬の増額や大学生等活動認証制度を導入するなど、消防団員の処遇の改善と魅力の向上に努めてきましたが、今後も更なる改善と装備の充実を進めて消防団員の確保に努めます。

消防団員の確保計画	
令和5年度 ～ 令和6年度	企業等への広報活動による入団促進 消防団応援の店の登録促進 防火衣等の個人装備品の更新 各分団の可搬ポンプの更新 消防団水害対策用ボートの導入 行催事の団員の負担軽減策の検討 各分団からの要望への対応

(2) 消防団員の教育・訓練

多くの消防団員を犠牲にした東日本大震災後、大規模災害時における消防団の現場活動の在り方について強く検討が求められています。

こうした災害等に備えるため、平成28年度に策定した犬山市消防団災害対応マニュアル（地震対策編）、平成30年度に策定した犬山市消防団安全管理マニュアル（火災・風水害・その他の災害編）を基に、消防団員の教育育成を実施していきます。

外部研修として、県消防学校への派遣も定期的に行っていきます。

実技としては、各分団定期訓練を推進し、総合訓練として、常備消防との連携訓練も計画していきます。また、消防ポンプ車操

法大会へも積極的に参加していきます。

6 災害対応力、広域連携体制の整備

(1) 緊急消防援助隊応援・受援体制の整備

本市の緊急消防援助隊の登録は、消火隊1隊5名（出動順位36番目）、救急小隊3名（出動順位39番目）、特殊装備小隊2隊7名（出動順位なし）、後方支援隊1隊3名（出動順位尾張ブロック7番目）となっています。

今後、令和5年度に救助小隊（救助工作車）、令和6年度消火隊（消防ポンプ自動車）の登録を予定しています。

緊急消防援助隊での活動に支障が出ないように、放射線測定器の校正を実施します。

放射線測定器校正計画		
令和5年度	R A D E Y E B 2 0	1台
	R A D E Y E G 1 0	1台
令和6年度	R A D O S	1台
	D O S E I	5台

(2) 消防の広域化

平成28年4月から本市と小牧市、江南市、岩倉市、丹羽広域事務組合、西春日井広域事務組合の6つの消防本部で、消防通信指令事務を共同で運用しています。

共同運用により、広域災害・大規模災害への効果的な対応や、6消防本部との連携、迅速な相互応援協定による出動など、複雑多様化した消防需要への対応が可能となりました。

現在、名古屋市が中心となり、愛知県消防広域化の検討が行われています。消防広域化を実施した場合、組織規模が拡大することにより、配備車両の見直しや柔軟な部隊運用等効率化を図ることができます。しかしながら、一時的に生じる高額なコストや構成団体間の負担割合、勤務体制の統合などの課題もあることから、引き続き、愛知県消防広域化検討会において研究を進めていきます。